



第18期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年5月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
当社会議室

決議事項

- | | |
|--------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等） |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（事業目的の変更） |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の
件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額決定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第9号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報
酬決定の件 |
| 第10号議案 | 会計監査人選任の件 |

株主の皆様へ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年より自然災害が多く発生しており、被災された方々におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

当社グループは、金融・不動産・建築・土業専門家分野における専門業務の横断的対応により、不動産取引における各種手続きや決済の非対面化・デジタル化・自動化をサポートし、ビジネス・プロセス・アウトソーシングを軸としたサービスを開発・提供することで、各事業者が抱える課題を解決しています。

2025年2月期は「中期経営ビジョン2022-2024」の最終年度として、サービスのDX化および業務プロセスの堅確化を中心に組み進んでまいりました。各セグメントとも過去最高の受注件数を更新し、事業規模を着実に拡大する一方、生産性の向上については継続課題であり、引き続き対応してまいります。



2026年2月期より始めました新たな3ヶ年計画「中期経営計画2027」では、収益力強化のため業務改革による生産性向上に重点を置き、当社グループが身を置く市場の上昇トレンドに対し安定的受注体制の構築を行った上で業務拡大に注力してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
代表取締役社長 成宮 正一郎

株 主 各 位

証券コード 6093
2025年5月14日
(電子提供措置の開始日 2025年5月2日)

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
代表取締役社長 成宮 正一郎

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト
<https://www.ea-j.jp/ir/event/meeting-of-shareholders.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスクロー・エージェント・ジャパン」又は「コード」に当社証券コード「6093」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）
なお、当日はご出席いただくほかに書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁「議決権行使についてのご案内」及び5頁「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って、2025年5月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年5月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階 当社会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第18期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第18期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等） 第3号議案 定款一部変更の件（事業目的の変更） 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第10号議案 会計監査人選任の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- 事業報告：その他企業集団の現況に関する重要な事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- 計算書類：株主資本等変動計算書及び個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

本株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会の終了後、当社ウェブサイト（<https://www.ea-j.jp/>）に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年5月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年5月28日（水曜日）午後6時到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳しくは、本招集ご通知記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」（5頁）をご覧ください。

行使期限 2025年5月28日（水曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

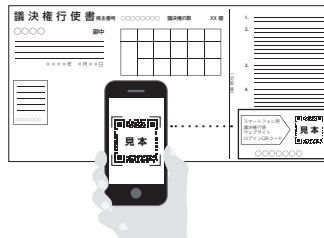
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

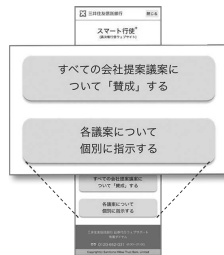
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

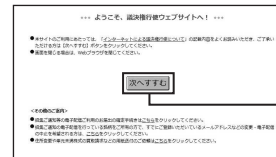
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

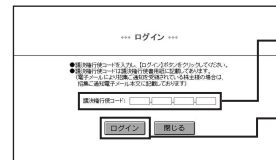
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

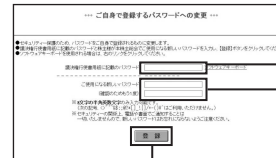
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の方針及び当事業年度の業績、経営環境などを考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 6円00銭 総額 261,788,622円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年5月30日

定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）

1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、取締役会の業務執行決定権限を取締役に広く委譲することを可能とすることによる、取締役会の適切な監督のもとでの経営の迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。 (新 設)	第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 (新 設) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) 2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。 (新 設) (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定する。また、取締役会の決議により、取締役会長1名及びその他役付取締役若干名を選定することができる。	(選任方法) 第19条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 3 <u>当会社は、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。</u> (任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除) 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役社長1名を選定する。また、取締役会の決議により、取締役会長1名及びその他役付取締役若干名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第 2 2 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	第 2 2 条 (現行どおり)
(新 設)	2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第 2 3 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 2 3 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第 2 4 条～第 2 6 条 (条文省略)	第 2 4 条～第 2 6 条 (現行どおり)
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任)
	第 2 7 条 当社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(報酬等)	(報酬等)
第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第 2 8 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第 5 章 監査役および監査役会	(削 除)
(員数)	(削 除)
第 2 8 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。	
(選任)	(削 除)
第 2 9 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	(削 除)
<u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> 第31条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削 除)
<u>(常勤監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	(削 除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。	(削 除)
(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)
(新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)
(新 設)	第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新 設)	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議の方法) 第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(新 設)	2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
第38条～第43条 (条文省略)	(監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
(新 設)	第33条～第38条 (現行どおり)
	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当会社は、第18期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

第3号議案

定款一部変更の件（事業目的の変更）

1. 提案の理由
- 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ） （条文省略） 4 3.	（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことなら <u>びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）</u> 、 <u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u> 、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することおよびこれに附帯関連する一切の業務を行うことを目的とする。 1. ） （現行どおり） 4 3.

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（7名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

1

ほん ま ひで あき

本間 英明

1957年11月24日生

所有する当社の株式数 3,145,821株

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 2 月	本間英明土地家屋調査士事務所 開設	2014年 5 月	(株)エスクロー・エーエージェント・ ジャパン・トラスト(現(株)エス クロー・エーエージェント・ジャパ ン信託)取締役就任（現任）
1985年11月	(株)中央調査設計 取締役社長就 任	2017年 7 月	(株)中央グループ 取締役就任
2004年 7 月	(株)アイディーユー総合事務所 (現当社) 代表取締役就任	2017年11月	同社 代表取締役会長就任（現 任）
2007年 4 月	当社 代表取締役社長就任	2018年 4 月	(株)ネグブラン 取締役就任
2009年 5 月	(株)中央グループホールディング ス 代表取締役会長就任	2021年 5 月	当社 代表取締役会長就任（現 任）
		2023年 3 月	(株)サイバーリンクス 社外取締 役就任（現任）

取締役候補者とした理由

当社創業以来、代表取締役として豊富な経験・実績・見識を有し、当社グループの経営を牽引しており、当社の企業価値向上に貢献しております。今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など同氏の強いリーダーシップが当社グループの事業拡大に適任であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

2000年 4 月	雪印乳業(株)入社	2014年 7 月	当社 経営企画室長就任
2003年 1 月	日本ミルクコミュニティ(株)転籍	2015年 5 月	当社 取締役就任
2004年 1 月	司法書士中村合同事務所入所	2016年 3 月	当社 営業本部長就任
2005年 1 月	(株)プラスワン入社	2017年 7 月	当社 常務取締役就任
2007年 5 月	(株)マザーズエスクロー(現当社)入社	2018年 6 月	当社 不動産事業本部長就任
2007年 9 月	当社転籍	2019年 5 月	(株)中央グループ 取締役就任(現任)
2009年 6 月	当社 執行役員就任	2021年 5 月	当社 代表取締役社長就任(現任)
2014年 5 月	(株)エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト(現(株)エスクロー・エージェント・ジャパン(信託))取締役就任(現任)	2022年 4 月	当社 代表取締役社長 不動産事業本部担当就任
		2022年 6 月	(株)サムボローニア 代表取締役社長就任(現任)

取締役候補者とした理由

当社において経営企画室長、営業本部長及び不動産事業本部長を歴任し、業界に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、2021年5月より代表取締役社長に就任し、業容拡大に貢献し当社の事業基盤を支えております。今後においても当社ビジネスモデルの構築に強いリーダーシップを発揮し、経営の重要事項の決定及び業務執行に適任であると判断し、更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年10月	朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社	2016年 6月	㈱エスクロー・エージェント・ジャパン・トラスト(現㈱エスクロー・エージェント・ジャパン信託) 取締役就任（現任）
2004年 3月	公認会計士試験第3次試験合格	2017年 7月	㈱中央グループ 取締役就任（現任）
2006年 8月	ユニファイド・パートナーズ(株) 入社	2018年 4月	㈱ネグブラン 取締役就任
2007年 1月	㈱ジャスダック証券取引所（現 ㈱日本取引所グループ）入社	2018年 6月	当社 人事部長就任
2010年 7月	金融庁証券取引等監視委員会事務局	2019年 9月	当社 人事総務部長就任
2014年 7月	当社入社	2021年 3月	当社 取締役 執行役員 管理本部担当就任
2014年10月	当社 管理本部長就任	2022年 4月	当社 取締役 管理本部担当就任（現任）
2015年 5月	当社 取締役就任	2022年 6月	㈱サンプローニア 取締役就任（現任）
2015年 6月	当社 執行役員就任		

取締役候補者とした理由

当社において管理本部長、人事総務部長における豊富な職務経歴・実績及び公認会計士として監査法人・証券取引所で培ってきた豊富な経験・実績・見識を活かし、経営監督、業務執行及びコーポレートガバナンス体制の強化に貢献しております。今後においても経営の重要事項の決定及び業務執行に適任であると判断し、更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者とするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年11月に当該保険契約を更新する予定であります。
- 3.本間英明氏は、当社の経営を支配する者であります。

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1

やまもと たかし

山本 隆

1950年4月22日生

所有する当社の株式数

一株

新任 社外 独立



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4 月	東京地方検察庁検事	2001年 4 月	最高裁判所司法研修所刑事弁護教官
1989年 4 月	弁護士登録(東京弁護士会)	2011年12月	当社 社外監査役就任（現任）
1990年 8 月	海事補佐人登録（現任）	2018年 6 月	東京都人権擁護委員連合会副会長
1993年 9 月	山本隆法律事務所設立 所長弁護士（現任）	2019年 6 月	港法曹会会長
1999年 4 月	東京弁護士会監事		
2000年 4 月	東京簡易裁判所調停委員		

<重要な兼職の状況>山本隆法律事務所 所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与した経験はありませんが、過去検事として検察官に従事し、公益の利益を保護するための知見に精通しており、2011年からは当社の社外監査役として当社経営に積極的な意見・提言を頂いております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4 月	大和証券(株)入社	2021年 4 月	同社 エグゼクティブアドバイザー就任
2009年 4 月	大和証券エスエムビーシー(株)執行役員就任		(株)Major7th設立 代表取締役社長就任 (現任)
2012年 4 月	大和証券(株) 常務執行役員就任	2021年 11月	(株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役就任 (現任)
2013年 4 月	同社 常務取締役就任	2023年 5 月	当社 社外取締役就任 (現任)
2015年 4 月	同社 専務取締役就任	2023年 9 月	(株)Add11th設立 代表取締役社長 就任 (現任)

＜重要な兼職の状況＞(株)Major7th 代表取締役社長、(株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役
(株)Add11th 代表取締役社長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年における大手証券会社での豊富な経験・実績・見識を有しており、これまでに培われた幅広い識見と専門的な視点を活かして、2023年からは当社の社外取締役として当社経営に有益で率直な意見・提言をし、当社の意思決定の健全性と透明性に寄与しております。上記理由より、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年10月	監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入 社	2019年 7 月	同監査法人福岡事務所 所長
		2022年 6 月	同監査法人 退社
1994年 3 月	公認会計士登録	2022年 7 月	園田博之の公認会計士事務所 所 長（現任）
2004年 5 月	有限責任 あずさ監査法人 パー トナー	2025年 2 月	電力・ガス取引監視等委員会事 務局 非常勤職員（現任）
2014年 7 月	同監査法人横浜事務所 所長		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年における公認会計士として培った豊富な経験・実績・見識を有しており、これまでに培われた幅広い識見と専門的な視点を活かして、今般、監査等委員としての立場から新たに当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定及び経営の健全性確保に貢献されることを期待し、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.山本隆氏、丸尾浩一氏及び園田博之氏は社外取締役候補者であります。
- 3.山本隆氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年5ヶ月となります。
- 4.丸尾浩一氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 5.山本隆氏及び丸尾浩一氏を、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、園田博之氏が社外取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
- 6.当社は、丸尾浩一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、山本隆氏及び園田博之氏が社外取締役に選任され就任した場合には、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 7.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年11月に当該保険契約を更新する予定であります。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催される時までとします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

きざわ ひろゆき
喜沢 弘幸
 1955年7月21日生

所有する当社の株式数 43,655株



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4月	(株)大和銀行（現(株)りそな銀行） 入行（梅田支店）	2013年 4月	りそなビジネスサービス(株) 代 表取締役社長就任
2003年10月	(株)りそな銀行 執行役 ローン事 業部担当就任	2016年 5月	当社 取締役就任
2007年 6月	同行 専務執行役員 コンプライ アンス統括部担当兼サービス改 革部担当就任	2016年 6月	(株)エスクロー・エージェント・ ジャパン信託 取締役会長就任 （現任）
2010年 6月	同行 取締役専務執行役員 審査 部担当就任	2017年 1月	(株)高田屋 非常勤監査役就任 （現任）
		2017年 5月	当社 専務取締役就任
		2021年 5月	当社 取締役副会長就任（現任）

(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.喜沢 弘幸氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。
 3.喜沢 弘幸氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、長年にわたる大手金融機関での業務及び経営に関する豊富な経験・実績・見識を有し、2016年からは当社の取締役として当社事業拡大及び企業価値の向上に貢献しております。今後においても当社の経営の監督・監査を適切に遂行いただけると判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。候補者が取締役就任に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年11月に当該保険契約を更新する予定であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、2007年4月1日開催の株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）としてご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたしたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名となります。

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、この決定方針は、事業報告39ページから40ページに記載のとおりであります。本議案は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）のこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案したものであり、上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。併せて、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、この決定方針に定める審議・決定プロセスを経て決定するものとしたく存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬の総額を、2007年4月1日開催の株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額の総額と同額の、年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。併せて、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第9号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の譲渡制限付株式に関する報酬等の額について、当社は、2021年5月27日開催の第14期定時株主総会第5号議案において、当社の取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を付与することとし、譲渡制限付株式に関する報酬枠として年400,000株以内（うち社外取締役は40,000株以内）とすることについて、株主の皆様のご承認をいただきましたが、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、譲渡制限付株式に係る上記報酬枠を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する報酬枠として、年額52百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）として、改めて設定いたしたく存じます。なお、この報酬枠は、現在の上記報酬枠と同様、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めて

おり、この決定方針は、事業報告39ページから40ページに記載のとおりであります。本議案は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案したものであり、上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。

本議案に係る現在の対象取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、対象取締役に対して付与することになる本譲渡制限付株式の内容は、2021年5月27日開催の第14期定時株主総会第5号議案において承認可決された内容と同一であり、その詳細は下記のとおりです。

記

1. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式総数は年400,000株以内（うち社外取締役は年40,000株以内）とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整できるものとする。

2. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

譲渡制限付株式の発行は当社の対象取締役の報酬等として募集に係る株式を発行するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込又は金銭以外の財産の給付を要しない。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（30年とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由（任期満了による退任を含む。）がある場合を除き、当社は、譲渡制限付株式を当然に無償で

取得する。

(3) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限付株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社による無償取得

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中に次のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点をもって当然に、または当社が対象取締役に対して通知することにより、本株式の全部を無償で取得することができる（ただし（v）の事由は設けない場合がある。）。

- (i) 対象取締役につき刑事処分、倒産等の信用を毀損する事由があった場合。
- (ii) 対象取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合（ただし、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く）。
- (iii) 対象取締役が当社に対する競業的行為を行った場合。
- (iv) 対象取締役が法令又は当社の内部規程等に違反した場合。
- (v) 当社取締役会が予め設定した業績目標を達成しなかった場合若しくは達成しないことが明らかになった場合。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の譲渡制限付株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第10号議案

会計監査人選任の件

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、アーク有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新しい会計監査人の起用に より新たな視点での監査が期待できることに加え、専門性、独立性、規模、品質管理体制及び監査費用の相当 性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年4月1日現在)

名 称	アーク有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目23番3号
沿 革	1975年4月1日 近畿第一監査法人を設立及び聖橋監査法人を設立 1982年8月17日 明治監査法人を設立 2004年3月3日 アーク監査法人を設立 2016年1月4日 明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人となる。 2016年7月1日 聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併 2019年7月1日 アーク有限責任監査法人に名称変更 2020年7月1日 近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人が合併
概 要	資本金 8,000万円 代表社員 8名 社員 43名 公認会計士 61名 公認会計士試験合格者 45名 米国公認会計士 4名 米国公認会計士試験合格者 2名 ITその他専門職員 5名 監査アシスタント 25名 管理部門 16名 合計 209名 被監査会社数 119社

以上

(ご参考) スキルマトリックス

取締役スキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏名	当社における 地位・役職	属性	候補者が有する専門性					
			企業経営	財務 会計	営業 マーケティ ング	ガバナンス リスクマネ ジメント	法務 コンプライ アンス	デジタルIT
本間 英明	代表取締役会長		●		●			
成宮 正一郎	代表取締役社長		●		●			●
太田 昌景	取締役			●		●	●	
山本 隆	取締役 (監査等委員)	【社外】 【独立】				●	●	
丸尾 浩一	取締役 (監査等委員)	【社外】 【独立】			●	●		●
園田 博之	取締役 (監査等委員)	【社外】 【独立】		●		●		●

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進み、各種政策効果と相まって、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、十分注意する必要があります。

このような事業環境の中、当連結会計年度においては、金融機関の積極的な住宅ローンの取り組みを受け金融ソリューション事業の各種サービス利用件数が引き続き好調に推移いたしました。また、不動産ソリューション事業においても、不動産取引の非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」の利用件数及び不動産調査・評価サービスの受注も増加いたしました。不動産オークション取引についても、不動産価格の高止まり等の影響により遅れていた成約及び決済件数が順調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は4,741,362千円（前連結会計年度比14.6%増）、営業利益は482,405千円（前連結会計年度比5.8%増）、経常利益は486,953千円（前連結会計年度比6.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は349,113千円（前連結会計年度比16.4%増）となりました。

	第17期 (2024年2月期)	第18期 (当連結会計年度) (2025年2月期)	前連結会計年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	4,138,525	4,741,362	602,837	14.6%増
営業利益	456,094	482,405	26,311	5.8%増
経常利益	457,108	486,953	29,845	6.5%増
親会社株主に帰属する当期純利益	299,841	349,113	49,272	16.4%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

金融ソリューション事業

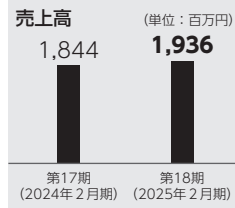
売上高
1,936百万円
(前連結会計年度比5.0%増)

(金融ソリューション事業)

金融ソリューション事業においては、主に金融機関に対し、住宅ローンに係る事務及び相続手続きの利便性、安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを提供しております。取引関係者に対し不動産取引に係る受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資するクラウドシステム「EPS(EAJ Platform System)」を通じてサービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託における信託サービス、相続手続き代行サービスでは決済の安全性確保、財産保全等のニーズに対応しております。

当連結会計年度においては、金融機関の住宅ローン取扱い件数が増加し、各種サービス利用件数の伸長により増収増益となりました。

以上の結果、セグメント売上高は1,936,593千円（前連結会計年度比5.0%増）、セグメント利益は802,218千円（前連結会計年度比0.5%増）となりました。



不動産ソリューション事業

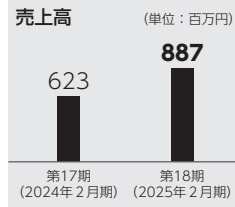
売上高
887百万円
(前連結会計年度比42.4%増)

(不動産ソリューション事業)

不動産ソリューション事業においては、主に不動産事業者に対し、不動産取引の非対面決済サービス「H'OURS」を提供する等取引の利便性、安全性及び業務の効率化のための各種サービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、主に税理士等の士業からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産オークション取引の機会の場を提供しております。

当連結会計年度においては、「H'OURS（アワーズ）」の利用件数が引き続き堅調に推移いたしました。また、不動産オークション取引の決済件数も増加いたしました。一方損益面については「H'OURS（アワーズ）」にて利用するクラウドシステムの新システム移行に伴う費用が発生したため、セグメント利益は減益となりました。

以上の結果、セグメント売上高は887,424千円（前連結会計年度比42.4%増）、セグメント利益は4,373千円（前連結会計年度比89.7%減）となりました。



建築ソリューション

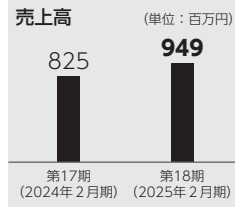
売上高
949百万円
(前連結会計年度比15.0%増)

(建築ソリューション)

建築ソリューション事業においては、主に建築事業者に対し、現場管理及び建築確認・申請業務等の利便性、安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを提供しております。連結子会社の株式会社中央グループでは、建築事業者に対し建築の申請から各種申請用図面の作成、検査・アフターフォローまでワンストップでトータルサポートを行う住宅建築支援ツール「ARCHITECT RAIL（アーキテクト・レール）」の提供を行うとともに、測量、建築設計等の専門サービスを提供しております。

当連結会計年度においては、建築事業者からの敷地調査業務の受託件数、及び設計サポートサービスが堅調に推移し増収増益となりました。

以上の結果、セグメント売上高は949,123千円（前連結会計年度比15.0%増）、セグメント利益は117,574千円（前連結会計年度比34.4%増）となりました。



士業ソリューション

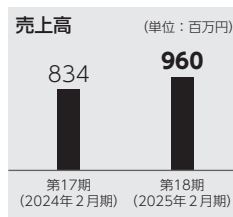
売上高
960百万円
(前連結会計年度比15.1%増)

(士業ソリューション)

士業ソリューション事業においては、主に不動産取引に関わる士業に対し、業務の利便性、安全性及び業務の効率化のための各種サービスを提供しております。連結子会社の株式会社サムポローニアでは、主に登記申請に関連する分野において、オンライン申請機能や情報管理機能など多様な機能を有する「サムポローニアシリーズ」を通じて、士業へサービスを提供しております。また、マイナンバーカードを利用した本人確認及び電子署名を可能とする「サムポロトラスト」を提供しております。

当連結会計年度においては、他社製品の提供終了により当社グループの主力商品への移行が進み、主力商品であるサムポローニアシリーズ関連の売上が堅調に推移いたしました。また、新規プロダクトの拡販に向けて営業活動に注力した結果、増収増益となりました。

以上の結果、セグメント売上高は960,510千円（前連結会計年度比15.1%増）、セグメント利益は164,915千円（前連結会計年度比82.3%増）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました有形固定資産及び無形固定資産への設備投資の総額は443,649千円であり、主なものは、業務システム開発に係る設備投資283,826千円及びリース資産の取得138,913千円であります。

その他重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

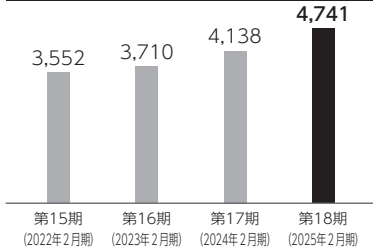
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

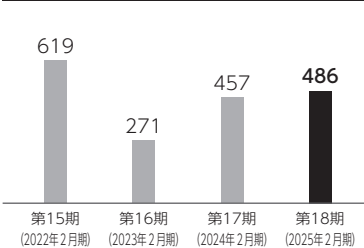
(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

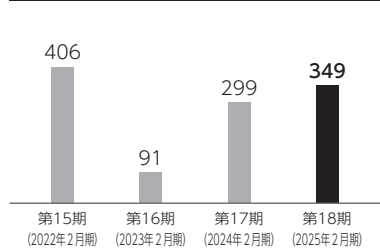
売上高 (単位：百万円)



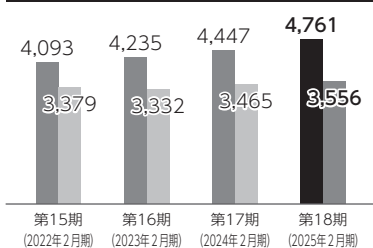
経常利益 (単位：百万円)



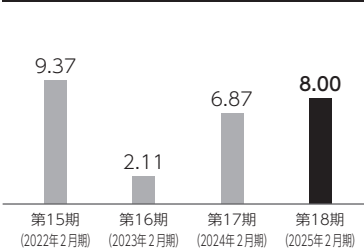
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



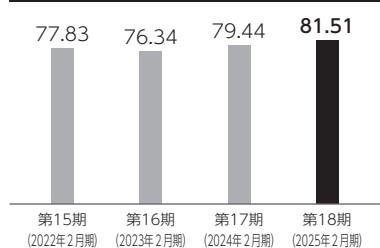
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区分		第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)	第18期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高	(千円)	3,552,931	3,710,804	4,138,525	4,741,362
経常利益	(千円)	619,225	271,027	457,108	486,953
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	406,614	91,957	299,841	349,113
1株当たり当期純利益	(円)	9.37	2.11	6.87	8.00
総資産	(千円)	4,093,815	4,235,583	4,447,787	4,761,303
純資産	(千円)	3,379,288	3,332,531	3,465,974	3,556,217
1株当たり純資産	(円)	77.83	76.34	79.44	81.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。
3. 2024年2月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2023年2月期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)	第18期 (当事業年度) (2025年2月期)
売上高	(千円)	1,978,845	1,908,268	2,231,498	2,380,954
経常利益又は損失(△)	(千円)	272,087	△53,485	274,787	211,954
当期純利益又は損失(△)	(千円)	183,036	△116,007	189,276	165,580
1株当たり当期純利益又は損失(△)	(円)	4.22	△2.66	4.34	3.79
総資産	(千円)	3,073,163	2,804,979	3,011,920	2,905,942
純資産	(千円)	2,749,397	2,494,674	2,518,846	2,424,346
1株当たり純資産	(円)	63.32	57.15	57.73	55.56

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	100,000千円	100%	信託サービス、相続手続き代行サービス及び不動産オークション事業
株式会社中央グループ	10,000千円	100%	建築・開発設計サービス、土業専門家への業務支援サービス及び建築事業者向け各種コンサルティングサービス
株式会社サムポローニア	10,000千円	100%	サムポローニアシリーズの開発・提供、登記ファイリングシステムの開発・提供等

(4) 対処すべき課題

当社グループは、金融、不動産、建築、士業専門家の領域に対して、確かな知識と経験、リスク管理能力を活かした業務の仕組み化・分業化を進め、専門的な業務を簡単・確実・安全に行える環境を整えることで「専門性×革新的サービス」で未来を支える社会インフラ企業となることを長期ビジョンとしております。急速に変化する社会において、各事業者の消費者へ向けた課題に共に向き合い、社会やすべてのステークホルダーに必要とされるソリューション企業グループとしてサービスを提供してまいります。具体的には以下を対処すべき課題として、各施策を実行してまいります。

① 事業規模の拡大

「未来を支える社会インフラ企業」となることを実現するためには、当社グループのサービス実績を着実に積み上げ、知名度を向上させ、更なる信用・信頼を獲得する必要があります。そのために、取引に関連する契約の非対面化や手続きに関する書類のデジタル化、不動産登記の完全オンライン申請の支援、AIを活用した建築業務のデジタル化等の支援のための投資を継続し、サービスの利用件数増加に取り組んでまいります。

② 生産性の向上

顧客ごとの業務プロセスや帳票の多様化及び分散した従来の労働集約型のビジネスモデルでは、人財の採用、育成に一定の時間を要し、迅速な事業規模の拡大に対応できない可能性があります。事業規模の拡大により発生する大量業務に対応し、ローコストオペレーションにより競争力を一層強化するためには、大量業務を集約し、業務プロセスの標準化・自動化を実現する必要があります。そのために、複数の顧客業務が利用可能なオペレーションセンターの増設や、金融機関向けサービスにとどまらず不動産事業者、建築事業者及び士業専門家等複数の業務に対応できるオペレーションセンターの構築（マルチユース化）に取り組むとともに、顧客に対しても当社グループの知見を活かしたプロセスの標準化提案（「正解のプロセス」の提案）を推進してまいります。

③ 不動産取引に関するリスクへの対応

取引関係者の高齢化やデジタルシフトによる不動産取引プロセスの変化等から発生する新たなリスクに対し、従来以上に適切なリスクコントロールが必要となります。その実現に向け、不動産取引に関するリスクの分析と事務過誤の原因となる業務を自動化することにより、確実に手続きと決済を行う業務プロセスを構築し、当社グループが提供する不動産取引保証®の標準化を推進します。具体的には、事業会社の業務系システムとの連携による業務の自動化を進めること等により事務過誤の原因となる手作業による業務を削減し、重要書類のデジタルストレージ化により、紛失・漏洩リスクを排除いたします。また、不動産登記情報の解析により潜在リスクが判定できるよう取り組んでまいります。

④ 人財採用・育成及び従業員の意欲・能力・満足度の向上

当社グループの持続的な成長のためには人財の採用・育成は重要課題のひとつであります。重要施策を推進するためには、業務に関する十分な知見を有することはもとより、国籍や性別等に関係なく多様な人財を採用し、その人財が活躍できる機会・環境を提供していく必要があります。当社グループでは、「人事基本方針」を定め、従業員にとって一層働きがいのある会社であり続けるよう積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社グループは、金融、不動産、建築、土業専門家分野における取引の手続きや決済における取引支援の知見を活かし、取引関係者の業務を一貫してサポートするワンパッケージサービスを提供しております。

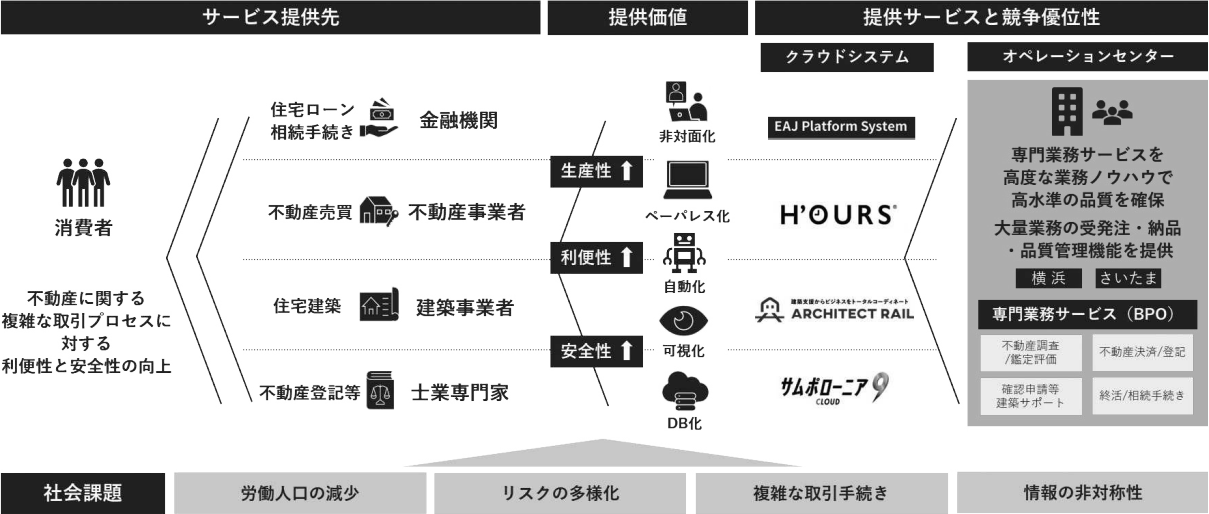
当社グループのサービスは、「金融ソリューション事業」、「不動産ソリューション事業」、「建築ソリューション事業」、「土業ソリューション事業」の4つにセグメント区分されており、金融機関、不動産事業者、建築事業者及び土業専門家に対して事務の合理化や安全性を向上させるためにこれらのサービスを提供しております。

事業区分	事業内容
金融ソリューション事業	主に金融機関に対し、住宅ローンに係る事務及び相続手続きの利便性・安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを、クラウドシステムを通じて提供しております。また、連結子会社の株式会社エスフロー・エージェント・ジャパン信託における信託サービス、相続・終活手続き代行サービスでは決済の安全性確保、財産保全等のニーズに対応しております。 金融ソリューション事業における各業務内容は以下のとおりです。 ① 各種システム支援サービス等の提供 専門サービスの利便性・安全性を向上し、業務を効率化するための各種システム支援サービス等を提供しております。当サービスは、取引関係者の内部管理体制を一層高度化するためのDX推進支援を含みます。また、当サービスは取引関係者に対し不動産取引に係る受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資するクラウドシステム「EPS(EAJ Platform System)」を通じて提供しております。 ② 業務受託サービス 住宅ローン融資に係る業務の受託を行っております。また、オペレーションセンターの共同利用による業務効率化やノウハウの活用により、ローコストオペレーションの実現をサポートしております。 ③ エスフロー口座サービス 連結子会社の株式会社エスフロー・エージェント・ジャパン信託では、管理型信託機能を活用した各種サービスや不動産取引における売買代金、融資金、仲介手数料等の資金決済に関する安全性を担保する商品を展開しております。 ④ 相続・終活手続き代行サービス 金融機関を通じて依頼のあった申込者に対して、相続や終活に関する様々な手続きを代行するサービスを提供しております。

事業区分	事業内容
不動産ソリューション事業	主に不動産事業者に対し、不動産取引の非対面決済サービス「H'OURS」を提供する等、取引の利便性・安全性及び業務の効率化のための各種サービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、主に税理士等の士業からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産オークション取引の機会の場を提供しております。 不動産ソリューション事業における具体的な業務内容は以下のとおりです。 ① 業務受託サービス 住宅ローン融資及び不動産売買に係る業務の受託を行っております。住宅ローン融資審査時及び定期的な担保評価替えにおいて必要となる担保物件の物件調査や不動産売買に係る重要事項説明書作成、不動産調査、測量、図面作成等に関連する業務を受託しております。 ② 非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」 取引関係者が非対面にて不動産取引決済を完結できるパッケージサービス「H'OURS」を提供しております。 「H'OURS」は不動産売買を希望される売主・買主に対して、売買契約時の手付金や、決済当日に金融機関から受け取る融資金、買主の自己資金を信託口座で保全・管理し、司法書士による決済可能な判断（本人確認や必要書類の確認）をもって信託口座より関係各所への送金を行い、不動産売買における所有権移転を確実に実施するサービスです。 また、「H'OURS」を利用した取引を対象として、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避のための事態収拾を行った上で、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証する不動産取引保証®サービスを提供しております。 ③ 不動産オークション 連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託にて、主に税理士等の士業専門家からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産取引の機会の場を提供しております。これにより売買後のトラブルや紛争を未然に回避することができるほか、取引価格については入札方式を採用することによって透明性の高い価格形成が可能となり、不動産取引の利便性、安全性の向上に寄与しております。

事業区分	事業内容
建築ソリューション事業	主に建築事業者に対し、現場管理及び建築確認・申請業務等の利便性・安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを提供しております。 建築ソリューション事業における具体的な業務内容は以下のとおりです。 ① 住宅建築支援ツール「ARCHITECT RAIL（アーキテクト・レール）」 連結子会社の株式会社中央グループでは、建築事業者に対し建築の申請から各種申請用図面の作成、検査、アフターフォローまでワンストップでトータルサポートを行う住宅建築支援ツール「ARCHITECT RAIL（アーキテクト・レール）」の提供を行うとともに、測量、建築設計等の専門サービスを提供しております。 ② 業務受託サービス 連結子会社の株式会社中央グループでは、建築・開発設計サービス、建築事業者向け各種コンサルティングサービス、土業専門家への業務支援サービスを提供しております。
土業ソリューション事業	主に不動産取引に関わる土業に対し、業務の利便性・安全性及び業務の効率化のための各種サービスを、クラウドシステムを通じて提供しております。 土業ソリューション事業における具体的な業務内容は以下のとおりです。 ① サムポローニアシリーズ 連結子会社の株式会社サムポローニアでは、主に登記申請に関連する分野において、クラウド環境下におけるオンライン申請機能や情報管理機能など多様な機能を有する「サムポローニアシリーズ」を通じて、土業専門家へサービスを提供しております。また、マイナンバーカードを利用した本人確認及び電子署名を可能とする「サムポロトラスト」を提供しております。 ② 登記情報取得ファイリングシステム 連結子会社の株式会社サムポローニアでは、登記情報を一括取得するシステムを提供しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(6) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
横浜オペレーションセンター	神奈川県横浜市西区楠町4番地7 横浜楠町ビル3階
さいたまオペレーションセンター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目5番5号 北浦和大栄ビル5階

② 子会社

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階
株式会社中央グループ	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目4番15号
株式会社サムポローニア	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階

(7) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金融ソリューション事業	73 (92) 名	— (—)
不動産ソリューション事業	56 (23)	— (—)
建築ソリューション事業	69 (6)	— (—)
土業ソリューション事業	38 (5)	— (—)
全社 (共通)	32 (8)	— (—)
合 計	268 (134)	41名増 (13名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、本社部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、事業区分を「金融ソリューション事業」「不動産ソリューション事業」「建築ソリューション事業」「土業ソリューション事業」に変更しております。そのため、事業区分別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
146 (111) 名	12名増 (3名増)	41.2歳	4.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 45,950,238株(自己株式2,318,801株含む)
- ③ 株主数 13,565名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社中央グループホールディングス	18,600,000株	42.62%
本間 英明	3,145,821	7.20
株式会社日本測量	666,300	1.52
K I A F U N D 1 3 6	549,500	1.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	426,300	0.97
喜多 利之	345,100	0.79
後藤 武史	325,000	0.74
野口 信雄	320,200	0.73
楽天証券株式会社	301,400	0.69
千原一成	268,098	0.61

(注) 1. 当社は、自己株式を2,318,801株保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。
2. 持株比率は、自己株式（2,318,801株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 間 英 明	
取締役副会長	喜 沢 弘 幸	
代表取締役社長	成 宮 正一郎	
取締役	太 田 昌 景	管理本部担当
取締役	臺 祐 二	公認会計士臺祐二事務所 所長 NTT都市開発リート投資法人 監督役員
取締役	加 川 明 彦	
取締役	丸 尾 浩 一	(株)Major7th 代表取締役社長 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役 (株)Add11th 代表取締役社長
常勤監査役	小 埜 寺 哲 雄	
監査役	山 本 隆	山本隆法律事務所 所長
監査役	野 口 正 敏	

- (注) 1. 取締役臺祐二氏、取締役加川明彦氏及び取締役丸尾浩一氏は社外取締役であります。
2. 監査役山本隆氏及び監査役野口正敏氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役小埜寺哲雄氏は、長年における金融機関での豊富な経験・実績から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役臺祐二氏、取締役加川明彦氏、取締役丸尾浩一氏、監査役山本隆氏及び監査役野口正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を指名・報酬委員会における審議を経た上で、取締役会の決議により定めております。その概要は、以下のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益との連動にも配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての金銭による基本報酬と、譲渡制限付株式報酬により構成する。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は非金銭報酬により付与することができる。非金銭報酬は、毎年、定時株主総会終了後の最初に開催される定時取締役会にて、上記の基本報酬に対して職責に応じて決定する一定の係数を乗じた金額に相当する株数を、譲渡制限付株式報酬として、その定時取締役会から1か月以内に付与することができる。なお、業績連動報酬としての非金銭報酬は、各位の職責のみならず、業績への直接的・間接的な貢献可能性を加味して基本報酬に対して乗ずる係数を決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、委員の過半数を社外役員とし、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（及びその委任を受けた代表取締役会長）は指名・報酬委員会の答申内容で示された種類別の報酬割合を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、付与する場合の非金銭報酬等の額及びそれらの支給時期の決定を含むものとする。当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、代表取締役会長は指名・報酬委員会に必ず原案を諮問し答申を得るものとする。代表取締役会長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととする。なお、譲渡制限付株式報酬については、その発行にあたり取締役会による決定を要する。

6.その他個人別報酬の内容決定に関する重要な事項

譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして長期にわたり機能させるため、実質的に取締役の任期満了による退任時まで他人への譲渡が出来ないように支給の都度譲渡制限期間を付すものとし、また、取締役の任期満了前にその地位を失った場合は原則的に当社により無償取得されるものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	83,200	83,200	—	7
(うち社外取締役)	(8,400)	(8,400)	(—)	(3)
監査役	13,200	13,200	—	3
(うち社外監査役)	(7,200)	(7,200)	(—)	(2)
合 計	96,400	96,400	—	10
(うち社外役員)	(15,600)	(15,600)	(—)	(5)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年4月1日開催の株主総会において年額200,000千円以内とすることを決議しております。設立当時の取締役の員数は、4名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年4月1日開催の株主総会において年額30,000千円以内とすることを決議しております。設立当時の監査役の員数は、1名です。
3. 2021年5月27日開催の第14期定時株主総会において固定報酬とは別枠で、非金銭報酬等として、事前・無償交付型の譲渡制限付株式を各事業年度当たり400,000株以内（うち社外取締役は年40,000株以内）とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。
4. 当事業年度は、譲渡制限付株式を付与しておりません。
5. 2023年2月期に付与した譲渡制限付株式報酬には中期経営計画（2022年2月17日公表）の達成を条件とした業績連動報酬が含まれており、業績連動報酬の解除条件となる業績指標は、中期経営計画に基づき、2025年2月期の連結業績が営業利益1,000百万円以上であることとしております。
6. 取締役会は、代表取締役会長本間英明氏に対し各取締役の基本報酬の額、付与する場合の非金銭報酬等の額及びそれらの支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社の経営環境や業績、取締役の所管業務の職責等から各取締役の業務について評価を行うのは代表取締役会長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会に必ず原案を諮問し答申を得るものとしており、代表取締役会長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととしております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役臺祐二氏は、公認会計士臺祐二事務所の所長及びNTT都市開発リート投資法人の監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役丸尾浩一氏は、(株)Major7th及び(株)Add11thの代表取締役社長並びに(株)USEN-NEXT HOLDINGSの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役山本隆氏は、山本隆法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 臺 祐二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回のうち全てに出席しており、委員会において重要な役割を果たすなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討、役員報酬制度の見直し、機関設計変更の検討について有益な助言・提言を行いました。
取締役 加川 明彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討、役員報酬制度の見直し、機関設計変更の検討について有益な助言・提言を行いました。
取締役 丸尾 浩一	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。
	主な活動状況
監査役 山本 隆	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査役会17回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般について適宜発言を行っており、中立的・客観的な視点から監査を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち全てに出席しており、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の経営陣幹部に係るサクセッションプランの検討、役員報酬制度の見直し、機関設計変更の検討について有益な助言・提言を行いました。
監査役 野口 正敏	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査役会17回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融業界での長年の経験を活かし、経営全般について適宜発言を行っており、中立的・客観的な視点から監査を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役が会社法第423条第1項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する損害賠償責任は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の取締役及び執行役員並びに監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社及び連結子会社が負担しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,929千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,929千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的に安定配当を行うことを基本としております。そのうえで、将来への成長投資として人財投資やサービスプラットフォームの基盤整備など継続的な投資等を実施しつつ、株主の皆様への利益還元を行うことを経営上の最重要課題として認識しております。

当期の配当につきましては、業績動向や資本効率の向上と株主様への還元とのバランスを考慮して総合的に勘案した結果、1株当たり6円00銭といたしました。同様に次期配当につきましても1株当たり6円00銭を継続することといたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	3,609,028
現金及び預金	2,993,868
売掛金	562,407
その他	120,154
貸倒引当金	△67,402
固定資産	1,152,274
有形固定資産	221,336
建物	108,156
リース資産	210,960
その他	127,033
減価償却累計額	△224,813
無形固定資産	592,631
ソフトウェア	532,876
ソフトウェア仮勘定	40,068
その他	19,685
投資その他の資産	338,307
投資有価証券	57,905
差入保証金	158,655
繰延税金資産	121,703
その他	43
資産合計	4,761,303

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,023,419
買掛金	165,527
未払法人税等	110,507
賞与引当金	105,556
その他	641,828
固定負債	181,666
リース債務	123,047
資産除去債務	44,913
その他	13,705
負債合計	1,205,086
(純資産の部)	
株主資本	3,551,751
資本金	676,677
資本剰余金	791,517
利益剰余金	2,631,828
自己株式	△548,271
その他の包括利益累計額	4,465
その他有価証券評価差額金	4,548
為替換算調整勘定	△83
純資産合計	3,556,217
負債純資産合計	4,761,303

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		4,741,362
売上原価		2,662,989
売上総利益		2,078,373
販売費及び一般管理費		1,595,968
営業利益		482,405
営業外収益		53,072
受取利息	1,432	
受取賃貸料	40,426	
保険解約返戻金	6,873	
その他	4,339	
営業外費用		48,524
支払利息	3,568	
賃貸費用	34,132	
投資事業組合運用損	9,913	
その他	911	
経常利益		486,953
税金等調整前当期純利益		486,953
法人税、住民税及び事業税	180,643	137,840
法人税等調整額	△42,803	
当期純利益		349,113
親会社株主に帰属する当期純利益		349,113

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年 2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	1,917,415
現金及び預金	1,511,874
売掛金	347,504
前渡金	2,103
前払費用	42,088
その他	81,078
貸倒引当金	△67,233
固定資産	988,526
有形固定資産	91,614
建物	98,841
工具、器具及び備品	68,323
リース資産	59,150
減価償却累計額	△134,701
無形固定資産	164,794
ソフトウェア	141,198
その他	23,596
投資その他の資産	732,118
投資有価証券	57,905
関係会社株式	351,837
差入保証金	147,022
関係会社長期貸付金	126,908
繰延税金資産	48,444
資産合計	2,905,942

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	379,265
買掛金	59,756
リース債務	8,868
未払金	171,905
未払法人税等	14,843
未払消費税等	27,250
前受金	15,436
預り金	20,006
前受収益	3,502
賞与引当金	51,439
その他	6,258
固定負債	102,331
リース債務	16,406
長期預り敷金	46,898
資産除去債務	39,027
負債合計	481,596
(純資産の部)	
株主資本	2,419,797
資本金	676,677
資本剰余金	791,517
資本準備金	691,677
その他資本剰余金	99,840
利益剰余金	1,499,873
その他利益剰余金	1,499,873
投資損失準備金	29,413
繰越利益剰余金	1,470,460
自己株式	△548,271
評価・換算差額等	4,548
その他有価証券評価差額金	4,548
純資産合計	2,424,346
負債純資産合計	2,905,942

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,380,954
売上原価		1,498,712
売上総利益		882,242
販売費及び一般管理費		668,397
営業利益		213,844
営業外収益		43,170
受取利息	1,308	
受取賃貸料	40,426	
その他	1,435	
営業外費用		
支払利息	389	45,061
賃貸費用	34,132	
投資事業組合運用損	9,913	
その他	626	
経常利益		211,954
税引前当期純利益		211,954
法人税、住民税及び事業税	54,852	46,373
法人税等調整額	△8,478	
当期純利益		165,580

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月28日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 川 村 敦
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 井 上 喬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月28日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川村 敦
公認会計士 井上 喬

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの2024年3月1日から2025年2月28日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月28日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン監査役会

常勤監査役 小埜寺 哲雄 ㊞

監査役 山本 隆 ㊞

監査役 野口 正敏 ㊞

(注) 監査役山本隆及び監査役野口正敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

参考情報 会社グループの概要

基本データ（2025年2月28日現在）

商 本	号 社	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 TEL：03-6703-0500
設 資 本 金	立 本 金	2007年4月 676百万円
従 業 員		連結：268名 単独：146名

グループ会社

商 本 設 資 本	号 社 立 本 金	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 2014年5月 100百万円
-----------------------	-----------------------	---

商 本 設 資 本	号 社 立 本 金	株式会社中央グループ 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目4番15号 1985年11月 10百万円
商 本 設 資 本	号 社 立 本 金	株式会社サムボローニア 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 2022年6月 10百万円
商 本 設 資 本	号 社 立 本 金	PRECISION ADVANCE DRAFTERS COMPANY LIMITED ※株式会社中央グループの100%出資子会社 222 Dien Bien Phu, Vo Thi Sau Ward, District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam 2023年10月 10百万円
商 本 設 資 本	号 社 立 本 金	株式会社New Deal（ニューディール） 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 2025年3月 10百万円

株主メモ

事 業 年 度	3月1日から2月末日まで
定 時 株 主 総 会	5月中
定時株主総会基準日	2月末日
期末配当基準日	2月末日
単 元 株 数	100株
株 主 名 簿 管 理 人 / 特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL：0120-782-031（フリーダイヤル）
公 告 方 法	電子公告 URL: https://www.ea-j.jp/ir/public-notice.html ※ただし、事故その他やむを得ない事由により 電子公告によることができないときは、日本 経済新聞に公告します。

※株主様の住所変更その他各種手続きにつきましては、株主様ご自身が証券口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にて承ります。詳細は各口座管理機関までお問い合わせください。
※特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせください。

第18期 期末配当金のお支払いについて

第18期 期末配当金（基準日：2025年2月28日）につきましては、2025年5月30日（金）よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、2025年6月30日（月）までに、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込みについて

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。
口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

- 証券口座で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、配当金をお受け取りいただけます。
- 銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。
配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、お取引の証券会社にてご確認のうえ、お手続きください。

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号
新大手町ビル 4 階 当社会議室



交通手段のご案内

〈ご参考〉
JR東京駅 丸の内北口より徒歩 5 分
東京メトロ 千代田線 大手町駅 B3出口直結
東西線 大手町駅 B3出口直結
都営地下鉄 三田線 大手町駅 B3出口直結

東京メトロ 丸ノ内線 大手町駅 A5出口徒歩 3 分
半蔵門線 大手町駅 A5出口徒歩 3 分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。